

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：令和7年1月10日（令和7年（行個）諮詢第4号）

答申日：令和7年12月5日（令和7年度（行個）答申第152号）

事件名：本人の休業補償給付支給請求に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる7文書（以下、「文書番号1」ないし「文書番号7」という。）に記録された保有個人情報（以下、「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月5日付け岐労発基0905号第1号-2により岐阜労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

請求者本人の情報の不開示、請求者以外の情報の不開示による情報不明瞭、開示されている情報に虚偽があり、それにより労基署調査の請求者の労災認定の判断の発病前おおむね6か月間における出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断される、という認定に誤りがあると思われ、審査官（原文ママ）に対し審査請求を行う為、全部開示を求める。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和6年8月14日付け（同月16日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録される保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

（2）これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年10月3日付け（同月7日受付）で本件審査請求を

した。

2 諧問序としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、文書番号3の①及び文書番号6の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容又は、第三者から特定労働基準監督署に提出された、被災労働者と第三者とのやり取りに関する内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者や上記第三者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、文書番号2の①及び文書番号4の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号4の②及び文書番号7の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の②の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示すること

で、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当する。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、文書番号3の①及び文書番号6の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容又は、第三者から特定労働基準監督署に提出された、被災労働者と第三者とのやり取りに関する内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア(ア)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、審査請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、審査請求人以外の第三者が把握・認識している事実関係について申述等することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、文書番号2の①及び文書番号4の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

エ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の④、文書番号2の②、文書番号3の②、文書番号4の③及び文書番号6の②は、法78条1項各号のいずれにも該当しないから、新たに開示する

のが妥当である。

オ 小括

上記ア～エのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法78条1項該当号」欄に「新たに開示」とした表示した情報については、法78条1項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法78条1項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年1月10日	諮問の受理
② 同日	諮問庁から理由説明書を收受
③ 同月22日	審議
④ 同年11月17日	委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤ 同月28日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、その一部を新たに開示するとし、その余（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番1の4欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書の認定事実欄の記載の一部であり、原処分において開示されている特定労働基準監督署の調査官が作成した聴取書に記載された審査請求人の申述内容から、審査請求人が推認し得る情報であると認められる。当該部分には、法78条1項2号本文前段

に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、また、当該部分が上記の性質のものであることに照らせば、これを開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2の4欄に掲げる部分

当該部分は、調査復命書に記載された本件労災請求に係る関係者の氏名に関する情報であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるが、原処分において開示されている特定労働基準監督署の調査官が作成した聴取書に記載された審査請求人の申述内容から、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法78条1項2号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

（ア）通番1（文書番号1の2頁及び36頁）の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書の調査経過及び資料目次に記載された特定労働基準監督署の調査官が聴取した関係者の職氏名に関する情報であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番1（文書番号1の26頁）の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場の職員の氏名である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以

外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は個人識別部分であるから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番7の不開示維持部分

当該部分は、主治医意見書に記載された医師a及び医師bの署名である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の署名については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であるから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番9の不開示維持部分

当該部分は、特定健康保険協会から特定労働基準監督署宛ての資料送付状に記載された担当者氏名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性について

通番10の不開示維持部分は、特定健康保険協会から特定労働基準監督署宛ての資料送付状に記載された特定健康保険協会特定部署の電話番号である。

当該部分は特定健康保険協会の内部情報であり、これを開示すると、特定健康保険協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

(ア) 通番1（文書番号1の9頁、12頁ないし20頁）、通番3ないし通番6の不開示維持部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）

通番1及び通番5は、特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取した聴取書等の記載及びそれを引用した調査復命書の記載である。また、通番3、通番4及び通番6は、労働基準監督機関の照会に対して主治医等が提出した意見書の記載内容の一部及びそれを引用した調査復命書の内容の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、医師及び被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いづれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8の不開示維持部分

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部であり、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美惠子

別紙

審査請求人が令和3年特定月日業務により特定疾患にり患した件に関し、特定労働基準監督署長が決定した休業補償給付支給請求に関する実地調査復命書及び添付資料一式（音声データ・カセットテープを除く）

別表

1 文書番号及び文書名	2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法78条1項各号該当性		
1 調査復命書	① 2頁、9頁、12頁ないし20頁、26頁、36頁 職氏名、聴取内容 (④部分を除く。)	2号、7号柱書き	1	17頁 聴取内容
	② 5頁、7頁、17頁 氏名	2号	2	全て
	③ 21頁、23頁 主治医等意見内容 (④部分を除く。)	2号、7号柱書き	3	—
	④・9頁、12頁ないし16頁、18頁、19頁一部文言 ・21頁、23頁 傷病名	新たに開示	—	—
2 請求人提出資料等 ①	① 3頁、4頁 労災協力医意見内容 (②部分を除く。)	2号、7号柱書き	4	—
	② 3頁、4頁 傷病名	新たに開示	—	—
3 聴取書等	① 1頁ないし33頁 聴取内容	2号、7号柱書き	5	—
	②・1頁、17頁、29頁 「年」、「月」、「日」、「(歳)」の文字 ・15頁、16頁 左端のポツ印	新たに開示	—	—
4 主治医意見書等	① 2頁、19頁 主治医意見 (③部分を除く。)	2号、7号柱書き	6	—
	② 3頁、20頁 署名	2号	7	—
	③・2頁、19頁 傷病名 ・25頁ないし30頁、32頁、34頁、36頁、38頁、40頁、42頁、44頁、46頁、48頁、50頁、52頁、54頁、56頁、59頁、61頁、63頁、	新たに開示	—	—

		65頁、67頁、69頁、70頁、72頁、74頁、76頁、78頁、80頁、82頁、84頁、86頁、89頁、92頁 不開示部分			
5	請求人提出資料等 ②	不開示部分なし	—	—	—
6	事業場提出資料等	①187頁ないし291頁 不開示部分	2号、7号柱書き	8	—
		②17頁ないし186頁 不開示部分	新たに開示	—	—
7	受診歴照会回答等	①12頁 氏名	2号	9	—
		②12頁 電話番号	3号イ	10	—

(注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
 2 2欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。